新型コロナウイルス感染拡大防止のための 山梨県における緊急事態措置

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年5月31日まで延長されました。

本県では、4月20日から5月6日まで、緊急事態措置を実施してきましたが、緊急事態宣言の期間が延長されたことを受け、5月7日から5月31日までの間、次のとおり、 緊急事態措置を実施します。

なお、今後、再度、感染の拡大が認められた場合には、必要に応じて厳しい行動制限等の要請を検討します。

感染拡大の防止に向け、全ての県民の皆様、全ての施設、事業者等の皆様に、特段の御協力を賜りますようお願いします。

令和2年5月5日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 1 実施区域 山梨県全域
- 3 措置内容 新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の要請を実施します。

(1)県民の皆様へ

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第24条第9項に 基づき、接待又はカラオケを伴う飲食店等への外出、人混みへの外出、密閉・密集・ 密接の「三つの密」のある場への外出を自粛するよう要請する。
- やむを得ない事情がある場合を除き、旅行や帰省など、都道府県をまたいだ移動を 自粛することを要請する。
- ・ また、県外在住者に対しても、日帰り・宿泊を問わず、観光・レジャーなどのため に本県へ来訪しないよう要請する。
- ・ 感染拡大防止には持続的な対策が必要になることから、日常生活を営むに当たり、 身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染対策を徹底するよう 要請する。

(2) 事業者の皆様へ

- ・ 特措法第 24 条第 9 項に基づき、県内に所在する対象施設(別紙 1 対象施設一覧 ①)の管理者及びイベント等の主催者に対し、施設の使用停止又は催物の開催停止 を要請する。
- ・ 上記の措置については、措置期間中においても、各業界団体等が作成する感染拡大 予防ガイドラインが県が別途示す基準に適合し、これを適切に遵守する場合には措 置を緩和する(※)。この場合にあっても、個々の施設において感染が確認された場 合、若しくは、感染防止対策が徹底されていないことが確認された場合においては、 改めて当該施設に対して休業等の協力要請を行うとともに、必要に応じ特措法第 45条第2項及び第3項における措置を実施する。
- ・ その他適切な感染防止対策の徹底を要請する施設(別紙1 対象施設一覧②)の管理者に対しては、特に徹底が必要な内容を要請する。
- ・ 全ての施設・事業所等において、適切な感染防止対策(別紙2)を講じるとともに、 人との接触の機会を削減するための配慮や工夫を講じることを要請する。
 - ※これまでにクラスターが発生した主な施設類型(フィットネスクラブ等の屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、キャバレー・ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店)については、措置の緩和の対象から除外。

別紙1 対象施設一覧

① 特措法による休業等の協力要請を行う施設

施設の種類	内訳	要請内容
劇場等	劇場、映画館、プラネタリウム 等	
集会・展示施設	集会場、展示場、貸会議室等	
大規模集客施 設及びそれに 類すると認め られる施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設(観光施設等を含む。) ※ 床面積の合計が1,000 ㎡を超えるものに限る。	施設の使用停止 及び催物の開催 の停止要請
ホテル・旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) ※ 床面積の合計が 1,000 ㎡を超えるものに限る。	○上記の措置に ついては、措置 期間中において
運動施設 (屋内)	フィットネスクラブ、体育館、武道場 等 ※ 屋外施設は対象外とする。	も、各業界団体 等が作成する感 染拡大予防ガイ
遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど の遊技場、テーマパーク 等	ドラインが県が 別途示す基準に 適合し、これを 適切に遵守する
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、 <u>バー・スナック</u> (接待又はカラオケを伴うものに限る。)、個室付浴場業に係る公衆浴場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	場合には措置を 緩和する ^(*)
学習塾等	学習塾、英会話教室、音楽教室 等 ※ 床面積の合計が 1,000 ㎡を超えるものに限る。	

[※]これまでにクラスターが発生した主な施設類型(フィットネスクラブ等の屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、キャバレー・ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店)については、措置の緩和の対象から除外。

別紙1 対象施設一覧

② その他適切な感染防止対策の徹底を要請する施設

施設の種類	内訳	別紙2「適切な感染防止対策」 に加えて特に要請を行う内容等
医療施設	病院、診療所、薬局 等	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ 等	・家にいることが可能な保護者 等に登園や利用の自粛を要請 ・必要な保育等を確保した上で、 消毒液の設置、施設内の消毒、 換気の徹底等を要請
	高齢者、障害者など特に支援が必要な 方々の居住や支援に関するサービスを 提供する全ての施設 等	・消毒液の設置、施設内の消毒、 換気の徹底等を要請
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット、ショッピングモールにおける生活必需物資売場等	・利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保等を要請 ・消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等を要請 ・レジ等での対面接客時における距離の確保やパーティション設置等を要請
食事提供施設	飲食店(居酒屋、接待及びカラオケを伴 わないバー・スナックを含む。)、料理 店、喫茶店等(宅配・テイクアウトサ ービスを含む。)	・利用者の入場制限、座席の間隔を空ける工夫等を要請 ・消毒液の設置、施設内の消毒、 換気の徹底等を要請
住宅・宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は 下宿、別荘、サービス付き高齢者向け住 宅 等	・消毒液の設置、施設内の消毒、 換気の徹底等を要請・利用者の不要不急の外出自粛 の呼びかけを要請
博物館等	博物館、美術館、図書館 等	・利用者の入場制限、利用者間の 距離の確保等を要請・消毒液の設置、施設内の消毒、 換気の徹底等を要請
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、物 流サービス(宅配等) 等	・換気の徹底等を要請

施設の種類	内訳	別紙2「適切な感染防止対策」 に加えて特に要請を行う内容等
工場等	工場、作業場 等	・換気の徹底、作業者間の距離の 確保等を要請
金融機関等・官 公署等	銀行、証券会社、保険、官公署、事務所等	・テレワークの一層の推進等を 要請
入浴施設	銭湯、温泉施設 等	・利用者の入場制限、消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等を要請
葬儀施設	葬儀場、火葬場	・利用者の入場制限、利用者間の 距離の確保等を要請
運動施設 (屋外)	陸上競技場、球技場、ゴルフ場 等	・利用者の入場制限、利用者間の 距離の確保等を要請 ・施設のうち屋内部分について は、使用停止等の感染防止対策 の徹底を要請
観光施設等	キャンプ場、登山道、山小屋、観光施設 及びこれに付随する物産販売店や駐車 場、観光果実園 等	・利用者の入場制限、行列を作ら ないための工夫や利用者間の 距離の確保等を要請 ・消毒液の設置、施設内の消毒、 換気の徹底等を要請
文化施設等	天然記念物、有形文化財、史跡、無形民 俗文化財 等	・利用者の入場制限、利用者間の 距離の確保等を要請
その他	メディア、質屋、獣医、理美容、ランド リー 等	・換気の徹底、利用者間の距離の 確保等を要請

別紙2 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
※効果等の振記。の1提附は	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
発熱者等の施設への入場防止	・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良 の来訪者の入場を制限
	・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列 間隔の確保(約 2m 間隔の確保)
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	・換気を行う (可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
	・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
飛沫感染、接触感染の防止	・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、 手洗いの励行
	・店舗・事務所内の定期的な消毒
	・ラッシュ対策 (時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
移動時における感染の防止	・従業員の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限